

事業概要

令和6年版

 東京都多摩小平保健所

はじめに

多摩小平保健所は、北多摩北部保健医療圏の5市（小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市、西東京市）を所管区域とし、地域における保健衛生行政のうち、広域的、専門的な分野の業務を担っています。具体的には、地域における健康の保持・増進の観点から食品衛生、環境衛生、薬事衛生、医療安全、エイズや結核を含む感染症対策、精神保健福祉対策、難病対策など幅広い分野の取組を行っています。

令和2年1月以降国内で感染が拡大した新型コロナウイルス感染症は、各分野に大きな影響を及ぼしましたが、令和5年5月に感染症法上の位置付けが季節性インフルエンザと同じ五類に移行しました。東京都では、新型コロナへの対応で培った経験を踏まえ、未知の新興感染症にも対応できる体制を整備するため、令和6年3月に東京都感染症予防計画を改定しました。また、都保健所の体制・機能について、「新興感染症を見据えた平時からの備え」、「市町村等関係機関との連携強化」、「DXの推進による業務の効率化」の3つを柱として強化を図っていくこととしました。

当保健所は、地域における感染症対策の中核的機関として、平時のうちから健康危機に備えた準備を計画的に進めるため、令和6年3月に多摩小平保健所健康危機対処計画を策定しました。計画には人員確保、育成、訓練の実施等を盛り込み、訓練等を通じて効果検証を行い、実効性を担保した平時からの準備を進めていくこととしております。

また、令和6年4月に都保健所の組織改正が行われ、市町村等関係機関との連携強化を図るため、新たに市町村連携課が設置されました。新興感染症や災害などの健康危機発生時に圏域市や医師会、医療機関等とスムーズに連携できるよう、今まで以上に顔の見える関係を構築し、地域の健康課題等の解決に取り組んでまいります。

さらに、食中毒等の調査や肝炎ウイルス検診申込みの電子化、新興感染症発生時等に自動応答振り分け設定が可能な多機能IP電話機の導入など、DXを活用した様々な業務の効率化も進めております。

圏域の保健医療施策を進めるための包括的な計画である「北多摩北部地域保健医療推進プラン」につきましても、北多摩北部地域保健医療協議会における協議を経て、地域の特性や実情に即した新たなプラン（計画期間：令和6年度～令和11年度）に改定いたしました。新たなプランでは、高齢化の進展と人口減少社会を見据え、「健康で安全・安心な生活を送ることができる豊かな人生の実現」を引き続き目標として掲げ、各機関と連携しながら保健・医療・福祉の一層の充実を図ってまいります。

本冊子は、当保健所における令和5年度の事業実績をとりまとめたものです。

住民の皆様、関係機関の皆様に、保健・医療・福祉の行政資料の一つとして本冊子を御活用いただければ幸いです。

令和6年9月

東京都多摩小平保健所長
山下 公平

目 次

第 1 保健所のあらまし	3	第 4 保健対策	75
1 沿革	5	1 感染症対策	77
2 管内の概況	6	2 結核予防対策	82
3 管内の人口	7	3 エイズ対策	87
4 施設の概要	10	4 一般健康相談	87
5 保健所の組織及び分掌事務	11	5 エックス線検査	88
6 決算状況	13	6 試験検査	88
		7 母子保健	89
第 2 企画調整	15	8 特殊疾病対策	91
1 広報・普及啓発	17	9 環境保健	93
2 情報公開	18	10 精神保健福祉	94
3 統計調査	19	11 保健師活動	97
4 研修・教育	21		
5 地域保健医療推進プラン	24	第 5 統計表	101
6 市町村等連絡調整	29	1 統計表	103
7 健康危機管理	31	(1) 人口動態統計	103
8 補助金審査	34	(2) 主要死因別死亡数	104
9 受動喫煙防止対策	35		
10 保健医療	36	第 6 附属機関等	117
11 歯科保健	44	1 北多摩北部地域保健医療協議会	119
		2 北多摩北部健康危機管理対策協議会	120
第 3 生活環境安全	47	3 感染症の診査に関する協議会	121
1 薬事	49	4 大気汚染障害者認定審査会	122
2 環境衛生	52		
3 食品衛生	57		
4 保健栄養	67		

- | | | |
|---|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 1 | 文中に使用した統計数字は、原則として令和6年3月末現在または5年度中のものによる。ただし、暦年表示が妥当な場合は令和5年12月末現在又は5年中のものを、静態的時点表示の妥当な場合は各時点のものを、それぞれ使用した。 | |
| 2 | 表中の記号は、次のとおりである。 | |
| | 計数のない場合 | — |
| | 計数不明の場合 | ... |
| | 計数のありえない場合 | ・ |
| | 数値微小（0.05未満）の場合 | 0.0 |
| | 減少を表す場合 | △ |
| 3 | 表示数値は下一桁又は下二桁未満を四捨五入した。したがって、合計の数値と内訳の計が一致しない場合がある。 | |